

○国際武道大学学生相談室規則

平成20年5月23日

制定

(趣旨)

第1条 この規則は、国際武道大学学則（平成元年5月30日制定）第66条の規定及び国際武道大学健康管理センター規程（平成20年5月23日制定）第3条第2項の規定により、学生相談室（以下「相談室」という。）の管理運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 相談室は、本学学生の学生生活の向上と充実を図るための相談に応ずることを目的とする。

(業務)

第3条 相談室は、前条の目的を達成するために、次の業務を行う。

- (1) 学生の個人的問題に関する相談及び助言
- (2) 学生の精神保健についての専門的相談及び助言
- (3) 相談業務に必要な資料の整備と調査研究
- (4) その他相談室が必要と認める業務

(組織)

第4条 相談室に次の室員を置く。

- (1) 学生相談室長
- (2) 健康管理センター事務室員
- (3) 相談員 若干人
- (4) その他必要な職員 若干人

(相談員)

第5条 相談は、相談員がこれに当たる。

(委嘱)

第6条 相談員は、教職員及び学外の専門家から学長が委嘱する。

(管理)

第7条 相談室の管理運営は、学生相談室長がこれに当たり、定期的に業務概要を健康管理センター長に報告する。

(学生相談部会)

第8条 相談室の管理・運営については、健康管理委員会の下部組織である学生相談部会において検討する。

(守秘義務)

第9条 相談室の業務に関与する者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。